

埼玉県スポーツ科学拠点施設整備運営事業
公募設置等指針（案）

令和6年1月
埼玉県

目次

第1	はじめに	1
1.	はじめに	1
第2	事業概要	2
1.	事業名称	2
2.	事業の目的	2
3.	対象地	2
(1)	位置	2
(2)	事業範囲	2
(3)	上尾運動公園及びスポーツ総合センター（公園区域外）の概要	3
4.	本事業対象地（スポーツ科学拠点施設）の整備計画	4
(1)	スポーツ科学拠点施設の整備計画（基本計画の内容）	4
(2)	上尾運動公園の目指す姿	6
5.	事業範囲	7
(1)	事業内容	7
(2)	役割分担	9
(3)	事業期間	9
(4)	事業終了時	9
(5)	公募スケジュール（予定）	11
(6)	事業スケジュール（予定）	11
第3	公募対象公園施設等の設置等に係る事項	12
1.	共通事項	12
2.	公募対象公園施設の設置等に関する事項	12
(1)	公募対象公園施設の種類	12
(2)	公募対象公園施設の場所	12
(3)	公募対象公園施設の設置又は管理の開始の時期	12
(4)	公募対象公園施設の使用料の額の最低額等	13
(5)	公募対象公園施設の施設条件	13
(6)	県が支払う必須施設の整備費相当額	16
(7)	施設を県が利用する場合の利用料	16
(8)	公募対象公園施設の設計・建設に関する条件	16
(9)	公募対象公園施設の管理運営に関する条件	16
3.	特定公園施設の設置等に関する事項	17
(1)	特定公園施設の範囲	17
(2)	特定公園施設の整備にかかる費用	17

(3)	県による特定公園施設の管理運営費用の負担	18
(4)	特定公園施設の施設条件	18
(5)	特定公園施設の設計・建設に関する条件.....	21
(6)	特定公園施設の管理運営に関する条件	22
4.	利便増進施設の設置に関する事項.....	22
(1)	看板又は広告塔.....	22
(2)	自転車駐車場（コミュニティサイクルポート）	23
(3)	占用許可使用料.....	23
5.	都市公園の環境の維持及び向上措置	23
(1)	業務の委託	23
(2)	指定の取消し等.....	23
(3)	その他の指定管理業務に関する事項	24

以下の資料については、今後、ホームページに公表していきます。

【別紙資料】

別紙 1	評価基準書
別紙 2	提案様式集
別紙 3	基本協定書（案）
別紙 4	特定公園施設管理運営要綱（案）

添付 1	役割分担表
添付 2	事業実施条件 ア 現況図 イ 存置基礎杭平面図 ウ インフラ整備図（上下水道、ガスなど） エ 競技力向上のために必要な測定機器

※ 土質調査資料は、応募登録したものに提供します。

【用語の定義】

用語	定義												
<p>スポーツ科学拠点施設</p>	<p>上尾運動公園（国道17号以東のエリア及び既存のスポーツ総合センター全体とする（建物以外の公園部分も含む。））に整備される、パラスポーツを含む多様な競技の競技力の向上、県のスポーツ科学活用の基盤となる人材の育成・蓄積、県民のスポーツ実施率の向上、健康づくり、上尾運動公園の賑わい創出を目的とする施設の総称。</p>												
<p>主に競技力向上のための必須施設</p>	<p>体力・形態測定室、データ分析室、相談室、多目的トレーニング室、ウエイトトレーニング室、研修室・会議室、スポーツ科学展示室、更衣室、トイレ、事務室等、体育館、宿泊施設・レストランの総称。</p>												
<p>P-PFI</p>	<p>平成29年の都市公園法改正により創設された、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。</p> <p>都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法として「Park-PFI」（略称：P-PFI）と呼称。</p> <div style="text-align: center;"> <p><P-PFIのイメージ></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">民間が収益施設と公共部分を一体的に整備</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">カフェ等の収益施設 (公募対象公園施設)</div> </td> <td style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">広場、園路等の公共部分 (特定公園施設)</div> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">従前</td> <td style="text-align: center;">民間資金</td> <td style="text-align: center;">公的資金</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">新制度</td> <td style="text-align: center;">民間資金</td> <td style="text-align: center;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">収益を充当</div> 公的資金 </td> </tr> </table> </div>		民間が収益施設と公共部分を一体的に整備			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">カフェ等の収益施設 (公募対象公園施設)</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">広場、園路等の公共部分 (特定公園施設)</div>	従前	民間資金	公的資金	新制度	民間資金	<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">収益を充当</div> 公的資金
	民間が収益施設と公共部分を一体的に整備												
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">カフェ等の収益施設 (公募対象公園施設)</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">広場、園路等の公共部分 (特定公園施設)</div>											
従前	民間資金	公的資金											
新制度	民間資金	<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">収益を充当</div> 公的資金											

用語	定義
公募対象公園施設	都市公園法第5条の2第1項に規定する「公募対象公園施設」のこと。 飲食店、売店等の公園施設であって、法第5条第1項の許可の申請を行うことができる者を公募により決定することが、公園施設の設置又は管理を行う者の公平な選定を図るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの。
特定公園施設	都市公園法第5条の2第2項第5号に規定する「特定公園施設」のこと。 公園管理者との契約に基づき、公募対象公園施設の設置又は管理を行うこととなる者が整備する、園路、広場等の公園施設であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるもの。
利便増進施設	都市公園法第5条の2第2項第6号に規定する「利便増進施設」のこと。P-PFIにより選定された者が占用物件として設置できる自転車駐車場、地域における催しに関する情報を提供するための看板・広告。
公募設置等指針	P-PFIの公募に当たり、都市公園法第5条の2の規定に基づき、地方公共団体が各種募集条件等を定めたもの。
公募設置等計画	都市公園法第5条の3の規定に基づき、P-PFIに応募する民間事業者等が公園管理者に提出する計画。
設置等予定者	審査・評価により、最も適切であると認められた公募設置等計画を提出した者。
認定計画提出者	公園管理者が、都市公園法第5条の5の規定に基づき認定した公募設置等計画を提出した者。
民間事業者 (SPC)	公園管理者が認定した公募設置等計画を提出した者。
設置管理許可	都市公園法第5条第1項の規定により、公園管理者以外の者が都市公園に公園施設を設置及び管理することについて、公園管理者が与える許可。
管理許可	都市公園法第5条第1項の規定により、公園管理者以外の者が都市公園内の公園施設を管理することについて、公園管理者が与える許可。
占用許可	都市公園法第6条の規定により、公園に公園施設以外の物件を設けて公園を占有することについて、公園管理者が与える許可。

第1 はじめに

1. はじめに

埼玉県では、上尾運動公園東エリア（上尾運動公園の国道17号以東）を一体的に整備・運営し、多くの県民が訪れるスポーツの総合拠点として、スポーツの振興を図るとともに、高品質な顧客体験価値を提供するなどアリーナを核とした賑わいの創出を通じ、埼玉県の発展を目指すこととしました。

本公募設置等指針（案）（以下、「指針案」という。）は、以上のことを踏まえ、上尾運動公園東エリアにおいて公募設置管理制度による事業を実施する者を公募するためのものです。本事業により、民間の自由で柔軟な発想や企画力を発揮できる機会を提供して、豊かな緑とスポーツ施設が集積している上尾運動公園において、観戦、宿泊、食事、体験、競技力向上など多様な機能が集積する強みを活かした利用機会を創造し、県民に愛され、地域の誇りとなることを期待します。

なお、本指針案の公表後、必要な修正を行った上で、令和6年3月に公募設置等指針の公表を予定しています。公募設置等指針及び関係資料については、今後、ホームページにて公表してまいります。

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0312/sports_science/top.html

第2 事業概要

1. 事業名称

埼玉県スポーツ科学拠点施設整備運営事業

2. 事業の目的

県民の競技力向上とスポーツの振興を図るため、健常者、障害者ともに対象とし、スポーツ科学の知見を活かした県内アスリートの競技力向上の支援拠点を整備するとともに、県内のスポーツ実践者の競技力向上支援やスポーツを通じた県民の健康増進を図ります。

また、”様々な世代が、緑豊かな風景の中で集い・交流し、健康をはぐくむ公園”とするため、上尾運動公園東エリア（上尾運動公園の国道17号以東）を一体的に整備・運営し、多くの県民が訪れるスポーツの総合拠点として、スポーツの振興を通じた埼玉県の発展を目指します。

3. 対象地

上尾運動公園東エリア（国道17号以東の範囲）及びスポーツ総合センター敷地（なお、スポーツ総合センター敷地は都市公園区域外で市街化調整区域であることに留意してください。）

(1) 位置

埼玉県上尾市日の出地内 外

(2) 事業範囲

事業範囲は下記の範囲とし、事業範囲内で整備を行う事業区域を設定してください。

【事業範囲図】



(3)上尾運動公園及びスポーツ総合センター（公園区域外）の概要

【公園概要】

所在地	埼玉県上尾市日の出地内 外
敷地所有者	埼玉県
敷地面積	上尾運動公園 東エリア：24.0ha 上尾運動公園 西エリア：13.1ha スポーツ総合センター：約1.5ha（合計：約38.6ha）
区域区分	上尾運動公園 東エリア：市街化区域、一部市街化調整区域、都市計画公園 上尾運動公園 西エリア：市街化区域、都市計画公園 スポーツ総合センター：市街化調整区域（都市計画公園外）
建蔽率	公園内：12%（公園西側の陸上競技場・体育館等含まれる） スポーツ総合センター敷地：50%
容積率	公園内：100% スポーツ総合センター敷地：100%

【現況施設】

東エリア	県立武道館（2003年竣工、延床面積：11,050.92㎡） 埼玉アイスアリーナ（2014年竣工、延床面積：5,296.97㎡）
公園区域外	スポーツ総合センター（1982年竣工、延床面積：9,003.90㎡）
西エリア	陸上競技場（1967年竣工、第2種陸上競技場、収容人員：40,200人（メインスタンド：8,200人）） 補助競技場（1967年竣工） 体育館（1967年竣工、延床面積：7,905㎡） テニスコート（クレーコート5面） 児童遊園地 ジョギングコース
駐車場	上尾運動公園 ・東エリア 946台（普通車911台、障害者用15台、大型車20台） ※公園西側を含めた全ての公園施設の利用者のための駐車場なので、事業者が活用を希望する場合は公平性を確保する必要がある。 ・西エリア 315台（普通車306台、障害者用9台） スポーツ総合センター 100台（普通車97台、障害者用3台） 県立武道館 37台（施設利用者専用） 埼玉アイスアリーナ 90台（施設利用者専用）

【インフラ施設の整備状況】

ガス	公園周辺にガス管が埋設されています。 現況・詳細については、ガス事業者を確認してください。
上水道	公園周辺に配水管が埋設されています。（DIPφ100～150） 現況・詳細については、上尾市上下水道部業務課に確認してください。
下水道	公園周辺に下水管が埋設されています。（HPφ250～400） 現況・詳細については、上尾市上下水道部業務課に確認してください。
井戸	公園内にプールで使用していた井戸があります。 現況・詳細等については、埼玉県都市整備部公園スタジアム課に確認してください。

4. 本事業対象地（スポーツ科学拠点施設）の整備計画

令和5年3月に策定した基本計画における本事業の基本的な考え方、設置目的、導入機能並びにゾーニング及び動線計画（案）は以下のとおりです。

なお、本事業対象地である上尾運動公園については、再整備にあたり有識者からは「さいたま水上公園のあり方検討委員会」において新たな公園の方向性を定めており、公園全体の目指す姿と整合した本事業の実施を求めています。

詳細については下記ウェブサイトを参照ください。

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0312/sports_science/top.html

(1) スポーツ科学拠点施設の整備計画（基本計画の内容）

ア. 整備における基本的な考え方

- 本計画では、アスリートにはパラアスリートを含むものとし、科学的知見に基づくアスリート支援を行うため、国のハイパフォーマンススポーツセンター（以下、HPSC）やスポーツ施設、大学等と連携する。
- スポーツ科学拠点施設は上尾運動公園の再整備と合わせて一体的に整備するものとし、アスリートだけでなくスポーツを実践する県民誰もが利用できる施設とする。また、県民向けのスポーツ科学の知見に基づく情報を提供するなど県民のスポーツ振興、健康増進を図る施設とする。
- スポーツ科学拠点施設の整備に当たっては、地元との連携は大変重要である。整備場所となる上尾市からもスポーツ科学拠点施設の整備に積極的に関わる提案もあったことから、県と市が密接に連携し、本事業を進めていく。

イ. スポーツ科学拠点施設の設置目的

- HPSCと連携したスポーツ科学拠点施設を整備し、パラスポーツを含む多様な競技の競技力の向上を図る。
- スポーツ科学の知見を有する指導者を育成できる環境を創出し、県のスポーツ科学活用の基盤となる人材の育成・蓄積と活用を図る。
- 県民がスポーツを行う際に科学的知見を取り入れられるよう各種事業を行い、県民のスポーツ実施率の向上、健康づくりを図る。
- 上尾運動公園と一体となった整備・運営を行うことで、効率的な運営と県民サービスを実現すると共に、上尾運動公園の賑わいを創出する。

【スポーツ科学拠点施設の設置目的・機能・施設等】

目的	機能	施設	対象	主体	
パラを含む多様な競技の競技力向上	I 効率的・効果的なアスリートの支援	測定・分析・指導 アスリート発掘・育成 各種相談	測定・トレーニング室 データ分析室 体育館 各種相談室	アスリート (国体選手など)	県
	II 多様な競技のアスリートが集い高め合う拠点	トレーニング・スポーツ合宿 指導者育成・指導方法の研究	体育館 宿泊施設・レストラン 研修室・会議室		
人材育成 県民のスポーツ実施率の向上、健康づくり	III 県内のスポーツ施設・大学等を結ぶハブ機能	連携（サテライト化） 人材育成	データ分析室 研修室・会議室	スポーツ実践者	県以外 (民間、大学、 プロチーム等)
	IV スポーツ科学の知見の普及	知見の共有 オンラインの活用 スポーツ情報の収集・発信	データ分析室 スポーツ科学体験室・展示室		
公園の賑わい創出	V 誰もがスポーツを楽しめる機会の提供	活性化 賑わい創出	メインアリーナ ランニングステーション 等	県民	

ウ. 導入機能

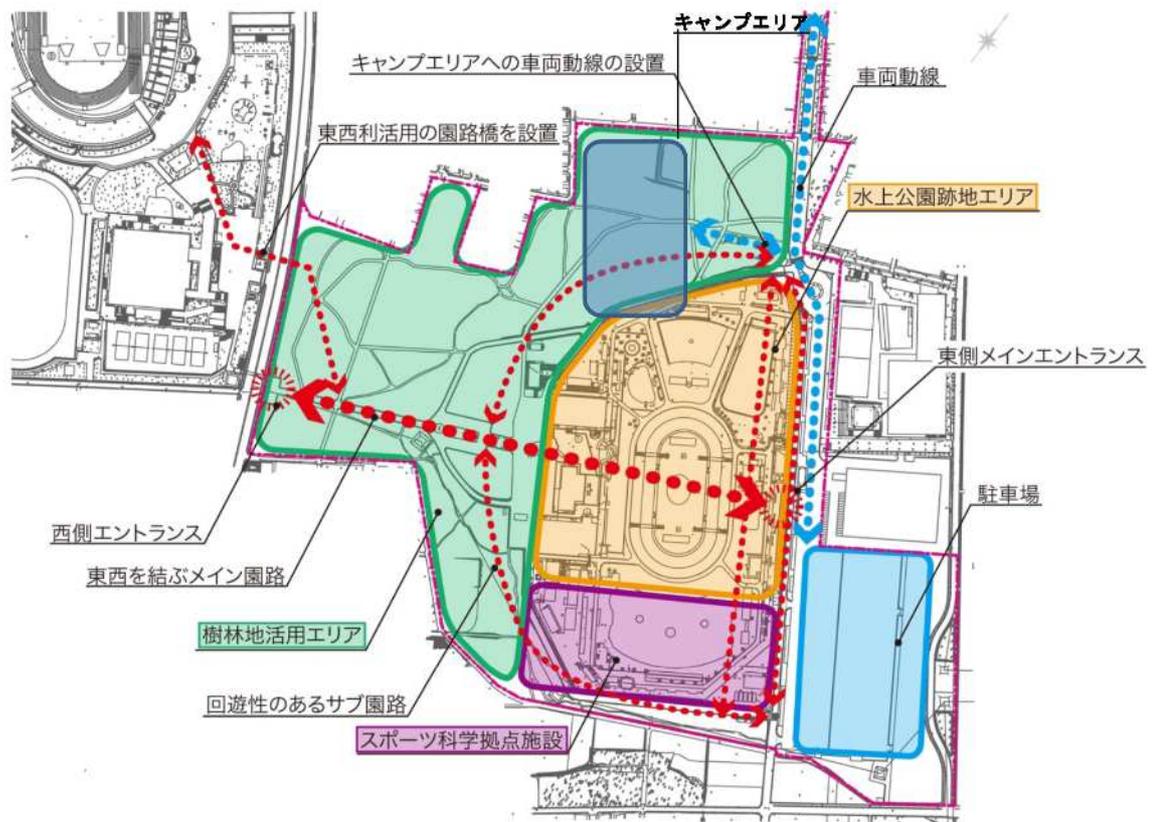
スポーツ科学拠点施設に導入する機能は、以下の5つとします。

- ① 効果的・効率的なアスリートの支援
- ② 多様な競技のアスリートが集い高めあう拠点
- ③ 県内のスポーツ施設・大学等を結ぶハブ機能
- ④ スポーツ科学の知見の普及
- ⑤ 誰もがスポーツを楽しめる機会の提供

エ. ゾーニング及び動線計画（案）

基本計画や立地特性等をふまえ、樹林地活用エリア、水上公園跡地エリア、スポーツ科学拠点施設及び駐車場ゾーンを設け、東西を結ぶメイン動線を軸とし回遊性のあるサブ園路等を配置することにより、樹林地の保全や西エリアとの連携が図られると考えていますが、実際のゾーニング及び動線計画は、事業者の提案によります。

なお、上尾運動公園の西エリア及び東エリアの利活用や公園の利便性の向上を図るため、西エリアと東エリアを結ぶ東西連絡橋、国道17号からの車両出入口については、県で整備を行う予定です。



(2)上尾運動公園の目指す姿

上尾運動公園の再整備に当たっては、有識者からなる「さいたま水上公園のあり方検討委員会」において新たな公園の方向性を定め、求められる4つの核となる機能として「健康づくり」、「軽スポーツ・レクリエーション」、「リラクゼーション・癒し」及び「子育て支援」を定めています。

この主要4機能の展開のイメージには以下を掲げており、本事業でも遵守してください。

【主要4機能の展開イメージ】

- ①『健康プログラム活動やくつろぎのイメージ』－毎日がウェルネス－
～健康をテーマとした「食」や様々な「運動プログラム」による特色のあるサービスを展開～
- ②『時を忘れ家族・友人と楽しむにぎわいのイメージ』－水が織り成すエンターテイメント－
～夏場のにぎわいを演出、イベント時には噴水の水の動き・光・音を合わせた優美さを四季に合わせ展開～
- ③『季節の移ろいを五感で感じる癒しのイメージ』－全ての人を楽しみ、参加する－
～木漏れ日の「ヨガ教室」と「ノルディックウォーキング」、公園の四季を彩る「ガーデニング活動」や写真撮影など、利用者が思い思いの交流を展開～
- ④『偉大な大樹とのふれあい、たおやかな木々に包まれたやすらぎのイメージ』－緑の継承と活用－
～大樹の回廊でゆったりとした時間を過ごす森林浴や、自然の偉大さ、一体感を感じるアクティビティー、市街の森の中で人と自然の共生を展開～

■想定する公園施設例

また、スポーツ科学拠点施設に導入する施設と併せて、公園内に導入する機能に応じた施設の整備は、以下のように想定しています。

- 心と体の健康を育む多様なプログラムの展開
心と体の健康をはぐくむ施設と誰もが参加できる多様なプログラム
- 水上公園の記憶を留め、四季を通じて楽しめる親水機能の導入
多機能型の親水施設
- 親子で安心して、のびのびと遊べる子育て環境の導入
自由に遊べる空間と施設、樹林地を活用した遊び場
- 心を癒し、都市を彩る感性の高い景観の創出と活用
緩やかに起伏した芝地、景観を生かした休憩施設や飲食施設
- 県民が一度は訪れてみたいと思う魅力の導入
魅力的な大型遊具や親水空間、健康づくり・スポーツ拠点機能を強化する施設
- 野外活動・遊び場等として樹林地の活用
ファミリーで楽しめるアクティビティー、野外活動や森を生かした遊び場等
- 時代の要請に配慮した公園計画に対応
インクルーシブな施設設計、防災機能、省エネルギーや新エネルギーの導入

～新たな公園に求められる4つの機能～
『健康づくり』、『軽スポーツ・レクリエーション』、『リラクゼーション・癒し』、『子育て支援』

『健康プログラム活動やくつろぎのイメージ』
毎日がウェルネス：“健康をテーマとした「食」や様々な「運動プログラム」による特色のあるサービスを展開”



『季節の移ろいを五感で感じる癒しのイメージ』
全ての人々が楽しみ、参加する：“木漏れ日の「ヨガ教室」と「ノルディックウォーキング」、公園の四季を彩る「ガーデニング活動」や写真撮影など、利用者が思い思いの交流を展開”



『時を忘れ家族・友人と楽しむにぎわいのイメージ』
水が織り成すエンターテインメント：“夏場のにぎわいを演出、イベント時には噴水の水の動き・光・音を合わせた優美さを四季に合わせて展開”



『偉大な大樹とのふれあい、たおやかな木々に包まれたやすらぎのイメージ』
緑の継承と活用：“大樹の回廊でゆったりとした時間を過ごす森林浴や、自然の偉大さ、一体感を感じるアクティビティ、市街の森の中で人と自然の共生を展開”



出典：埼玉県「さいたま水上公園再整備事業の過年度検討状況について」

5. 事業範囲

(1) 事業内容

ア. 公園施設

- ① 公募対象公園施設の整備及び管理運営
- ② 特定公園施設の整備及び管理運営
- ③ 利便増進施設の設置及び管理運営
- ④ 公園の賑わい創出事業の実施

- 社会状況の変化に伴う多様なニーズに対応した公園整備及び管理運営を行うため、公募設置管理制度（以下、「P-PFI制度」という。）を活用し、本事業対象地に公募対象公園施設（収益施設）を設置するとともに、特定公園施設（園路や広場等の公園施設）の整備を行ってください。
- P-PFI制度を活用することにより、公園の魅力向上並びに公募対象公園施設による収益を還元し、特定公園施設の整備及び管理に係る県などの負担を低減してください。
- 公募対象公園施設の整備及び管理運営は、認定計画提出者の責任で行ってください。また、上尾運動公園東エリアの指定管理者となり特定公園施設を含めて管理運営を行ってください。
- 利便増進施設の設置及び管理運営は、認定計画提出者の責任で行ってください。
- 公園整備、管理運営に留まらず公園の賑わい創出につながる事業も実施してください。

【施設分類別の整備施設及び種別】

分類	整備施設	種別
①公募対象公園施設	主に競技力向上のための必須施設	体力・形態測定室
		データ分析室
		相談室
		多目的トレーニング室
		ウエイトトレーニング室
		研修室・会議室
		スポーツ科学展示室
		更衣室、トイレ、事務室等
		体育館
		宿泊施設・レストラン
②特定公園施設	その他（必須施設）	メインアリーナ、ランニングステーション
	その他（提案施設）	運動施設（例：屋内プール、ドッグランなど）、休養施設（例：キャンプ場など）など
③利便増進施設	提案施設	園路・入口、ランニングコース、広場、敷地造成、樹林及び植栽、親水施設、遊具広場、ベンチ等、手洗い場、管理所、トイレ、案内板、インフラ、照明施設、駐車場、雨水流出抑制施設
		公募対象公園施設と一体的に整備することにより効率的な整備が図られる公園施設
③利便増進施設	提案施設	自転車駐車場、看板、広告塔

イ. スポーツ総合センター（都市公園区域外）

- 隣接するスポーツ総合センターの利活用を含めた提案も可能とします。ただし、P-PFI制度の事業範囲の対象外となります。
- スポーツ総合センターを利活用する場合に伴う施設などの改修費用等については、事業者の負担となります。
- また、利用する施設に応じて賃借料を支払ってください。

(2) 役割分担

【官民の役割分担】

項目		公募対象公園施設	特定公園施設	利便増進施設
整備 (設計等を含む)	施工者	認定計画提出者	認定計画提出者	認定計画提出者
	費用負担	認定計画提出者 県(※1)・上尾市(※3)	県・上尾市(※3) 認定計画提出者による一部負担あり	認定計画提出者
	許可等	認定計画提出者が 設置管理許可を受けて整備	協定を締結して 認定計画提出者が整備	認定計画提出者が 占用許可を受けて設置
管理運営	実施主体	認定計画提出者	指定管理者	認定計画提出者
	費用負担	認定計画提出者 県(※2)	県	認定計画提出者
	許可等	認定計画提出者が設置管理許可を受けて管理運営	指定管理者が県と協定を締結して管理運営	認定計画提出者が占用許可を受けて管理運営

※1 P8【施設分類別の整備施設及び種別】のうち「主に競技力向上のための必須施設（ただし体育館、宿泊施設・レストランを除く）」及び「競技力向上のために必要な測定機器」の整備費相当額、「その他（必須施設）」の整備費相当額の一部を県が支払う。（P14-16 第3 2 (5)及び(6)に後述）

※2 体育館、宿泊施設・レストラン、その他（必須施設）、その他（提案施設）を県の事業で利用する場合、県は利用料を支払う。（P16 第3 2 (7)に後述）

※3 ランニングステーション（公募対象公園施設）及びランニングコース（特定公園施設）は、上尾市が整備費相当額を支払う。（P18-21 第3 3 (4)及び(5)に後述）

(3) 事業期間

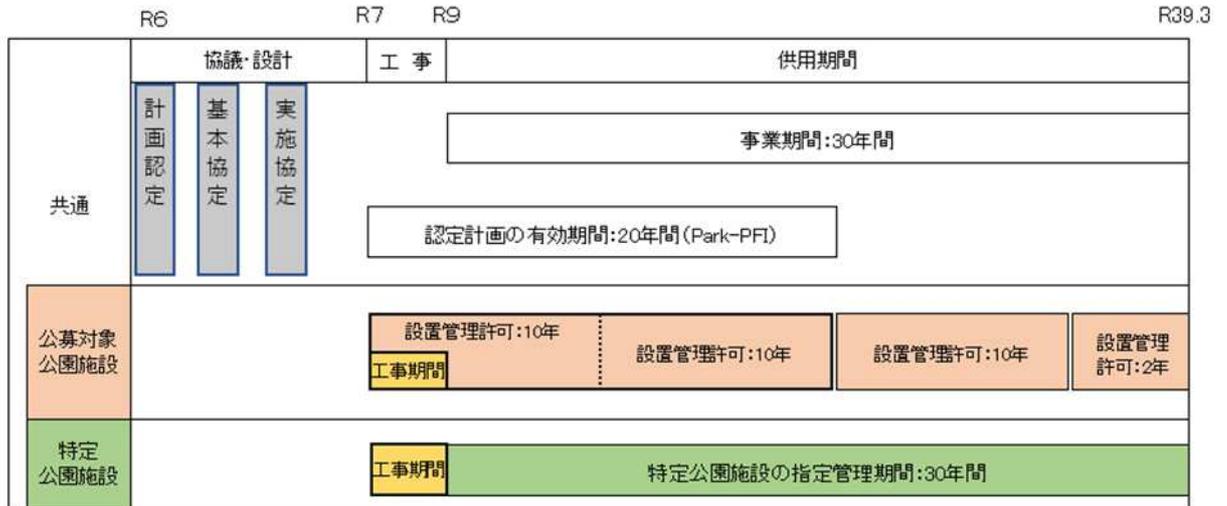
- 事業期間は令和9年の供用開始から令和39年3月までとします。
なお、P-PFIにおける公募設置等計画の認定の有効期間は、工事着手（設置管理許可日）から20年までとし、その後については、認定の有効期間終了前に改めて許可要件を満たしていることを確認し、都市公園法第5条第1項による許可による設置管理許可の更新を行うものとします。ただし、P-PFIにおける特例措置は適用外となります。

(4) 事業終了時

- 事業が終了する場合は、認定の有効期間又はその後の設置管理許可期間が満了するまでに、認定計画提出者の責任及び負担において、原則として公募対象公園施設は撤去し、原状回復して返還してください。原状回復の内容及び範囲については、原状回復を行う前に県と協議して決定することとします。
- 事業が中止された場合も同様とします。ただし、本県が次期事業者を選定し、認定計画提出者と次期事業者との間で、認定計画提出者が有する権利の譲渡が確実になされることが

見込まれ、かつ、これらの譲渡について本県が事前に同意した場合はこの限りではありません。

- 本事業期間の終了に伴い、改めて事業者を募集することになった場合において、本事業の認定計画提出者と同一の事業者が選定された場合、又は同一でない者が選定された場合においても、県と本事業の認定計画提出者及び新たな認定計画提出者との協議により、撤去しないことが可能となる場合があります。



(5)公募スケジュール（予定）

項目	時期
公募設置等指針等の公表	令和6年3月下旬
公募説明会の参加申込	令和6年3月下旬 ～ 4月上旬
公募説明会	令和6年4月中旬
応募登録	令和6年4月中旬 ～ 4月下旬
公募設置等指針等に対する質問受付	令和6年4月下旬 ～ 5月上旬
公募設置等指針等に対する質問回答公表	令和6年5月下旬
事業者対話の申込	令和6年6月上旬
事業者対話の実施	令和6年6月中旬
事業者対話に対する回答公表	令和6年6月下旬
公募設置等計画等の提出	令和6年7月中旬 ～ 下旬
プレゼンテーション	令和6年8月
設置等予定者の選定	令和6年9月

(6)事業スケジュール（予定）

項目	時期
設置等予定者の通知	令和6年10月中旬
公募設置等計画の認定・公示	令和6年10月中旬
設計等に係る協議	令和6年10月中旬 ～
基本協定の締結	令和6年12月下旬
実施協定の締結	令和7年7月頃
認定計画提出者による工事	令和7年7月頃 ～
指定管理者の指定(※)	令和8年12月

※ 指定管理者指定に関する県議会における議決及び指定管理者の指定の時期は変更になる場合がある。

第3 公募対象公園施設等の設置等に係る事項

1. 共通事項

- 本事業は、公園、施設の整備、管理運営に留まらず、本施設が多様なニーズに応え、賑わいを創出する魅力的な場となることを目指しています。
そのため、ハード整備と合わせて、施設の特性を活かしたイベント等の開催及びプロモーション活動など、当該エリアの魅力を増進するためのソフト事業を提案してください。
また、特定公園施設、公募対象公園施設及び地域が一体となった事業展開や、上尾運動公園西エリアや県立武道館、アイスアリーナ及び県スポーツ協会をはじめとするスポーツ団体等と積極的な連携についても検討してください。
- 別紙資料添付1の役割分担表に基づき、スポーツ科学拠点施設の効果的・効率的な運営を実施するため、県・埼玉県スポーツ協会と認定計画提出者は、(仮称)スポーツ科学拠点施設総合調整会議を設置し、相互に人材を輩出し、協力しながら施設の運営を行うものとします。
- 施設の整備や運用については、「スポーツ施設向け障害者スポーツ受入マニュアル」(埼玉県)に沿って行うなど、障害者の利用にも十分配慮してください。
- 県では、本事業範囲の指定管理業務に加えて、上尾運動公園の西エリアについても一体的な指定管理を検討しています。今後、上尾運動公園全体で管理運営が行えるように協力してください。

2. 公募対象公園施設の設置等に関する事項

(1) 公募対象公園施設の種類

- 公募対象公園施設は、都市公園法第5条の2第1項及び都市公園法施行規則第3条の3に規定されている休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設、展望台又は集会所であって、当該施設から生ずる収益を特定公園施設の建設に要する費用に充てることができるものと認められるものとし、公園施設に該当しない施設は認めません。
- 公募対象公園施設として求めるものは、第2 5(1)ア.施設分類別の整備施設及び種別のとおりです。
- なお、上記に加えて、民間事業者の自由な発想による新たな施設(提案施設)を提案することができます。その場合は、上尾運動公園の整備計画に沿った公園施設である提案理由を添えて、公募対象公園施設を提案してください。
- 都市公園は、一般公衆の自由な利用に供される公共施設であることから、騒音の発生等により他の利用者による公園利用を著しく阻害するような施設は認められません。また、周辺環境との調和に配慮してください。

(2) 公募対象公園施設の場所

- 公募対象公園施設の設置が可能な場所は、第2 4(1)エ.ゾーニング及び動線計画(案)の配置イメージを参考に施設を配置してください。(ただし、スポーツ総合センターの敷地内は除きます。)
- 公園利用者の滞留等が周辺施設の利用に支障をきたさないよう配置し、周辺道路の通行に影響を及ぼさないよう施設の配置等に留意してください。

(3) 公募対象公園施設の設置又は管理の開始の時期

- 公募対象公園施設の設置管理許可の開始時期については、公募対象公園施設の工事開始の日とします。

(4) 公募対象公園施設の使用料の額の最低額等

- 認定計画提出者は、設置する公募対象公園施設の設置許可面積に対して、埼玉県都市公園条例第17条に基づき自ら提案した土地使用料単価を乗じた額を、土地使用料として県に支払ってください。なお、設置許可面積には施設の建築面積以外に、有料の屋外遊戯施設や、カフェを設置した際のオープンテラスなど公募対象公園施設の利用者のみを対象とした屋外部分の面積も含まれます。設置許可面積の決定に当たっては、設計協議を経て、認定計画提出者から最終的な計画内容を踏まえて県が決定します。
- 土地使用料単価は、以下の最低額以上としてください。複数の公募対象公園施設を設ける場合も、土地使用料の提案は一律としてください。
 - 土地使用料単価の最低額： 935 円/㎡・月（令和5年4月1日時点）
- 土地使用料については、特定公園施設の一部について指定管理を受けずに管理する場合、その管理料に相当する額について減額又は免除することがあります。
- 公募対象公園施設で使用する上下水道・ガス・電気等の地下管路を、設置許可範囲外に敷設する場合は、県に占用許可申請を行い、占用許可を受けてください。
- 上下水道・ガス・電気等の地下管路についても、整備費（又は維持管理費）に応じて占用料の減額又は免除することがあります。

(5) 公募対象公園施設の施設条件

ア. 公園施設として設けることができる建築物の建築面積の制限

- 本事業で整備する施設の許容建築面積は、上尾運動公園全体の敷地面積を基に以下のとおりです。

施設種別	許容建築面積の基準上限	既存施設の建築面積	既存施設	本事業での許容建築面積
休養施設 運動施設 教養施設	10%※	23,127㎡	【東エリア】 武道館 アイスアリーナ 【西エリア】 陸上競技場 体育館	13,977㎡
便益施設	2%	1,286㎡	便所など	6,134㎡

※ 埼玉県都市公園条例第1条の4の規定による特例

- 公園施設として設けることができる運動施設の敷地面積の制限は、以下のとおりです。

施設種別	敷地面積の上限	既存の運動施設の敷地面積	既存施設	本事業での許容敷地面積
運動施設	50%	78,076㎡	【東エリア】 武道館、アイスアリーナ 【西エリア】 陸上競技場、補助陸上競技場、体育館、テニスコート、ジョギングコース、走り幅跳びコース、運動倉庫	107,424㎡

- 施設の高さ制限は、ありません。
- 有料の屋外遊戯施設やカフェを設置した際のオープンテラスなど、建築面積が発生しない公募対象公園施設についての面積の上限は設けませんが、都市公園が一般公衆の自由な利用に供される公共施設であることに鑑みた規模の提案としてください。
- 設置する公募対象公園施設は、各種法令に適合した建築物等としてください。
- 設置した施設及び設備等は、事業者が事業期間中所有してください。建物については、自己名義で所有権の登記をすることが可能です。第三者への転売、譲渡等、所有権の移転はできません。（都市公園法第5条の8に基づき、県の承認を受けて、別の民間事業者による認定計画提出者が有していた計画の認定に基づく地位を承継する場合を除く。）
- 配置計画及びデザインは、公園の景観や緑と調和するものとしてください。
- 階数及び構造等の制限は都市計画法等によりますが、敷地の境界、建物の入口、内装等については、来園者が利用しやすい形状にするとともに、公園との連続性に配慮してください。
- ユニバーサルデザインに配慮し、「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂版】（国土交通省）」、「埼玉県福祉のまちづくり条例（埼玉県）」、「埼玉県都市公園条例（埼玉県）」に基づいた計画としてください。

イ. インフラ（上下水道、電気、ガス等）

- 施設に必要なインフラは、認定計画提出者の負担により、各インフラ管理者と協議の上整備してください。原則として特定公園施設や公園の既存のインフラとは独立して設置してください。
- インフラ整備に伴い新たな引き込み等を行う際は、認定計画提出者が各インフラ管理者と協議を行い、負担金等が必要となる場合は、認定計画提出者が当該負担金等を負担してください。

ウ. 導入必須施設

（ア） メインアリーナ

- メインアリーナは、屋内スポーツの公式戦を開催できる規模を想定しており、観客席5,000席以上を設けてください。
- 大型映像ビジョン（アリーナ内天井吊り4面、壁面4箇所）、興行等の際に効果的な演出が可能な照明・音響・送出設備を設けてください。
- 観客席の一部は可動式とし、多様な空間活用を可能としてください。
- 観客席数やアリーナなどの施設や常設する設備の規模や規格については、プロスポーツチ

ームのホームアリーナとして利用することが利用も可能となるように、室内プロアリーナ競技のリーグ規程を踏まえた上で設定してください。

(イ) 体育館

- 体育館は、1,300㎡以上としてください。
- 動作分析、ゲーム分析を行える環境を整えるとともに、メインアリーナで大会が開催される際のサブアリーナとしての機能を持たせてください。

(ウ) 宿泊施設・レストラン

- 公園利用者を対象とした宿泊施設・レストランを整備してください。
- 宿泊施設は、100人以上が収容できる施設とします。また、学校やスポーツ団体の利用にも配慮した部屋割りとしてください。
- レストランについては、アスリートの食生活管理、栄養指導等が行える機能を持たせてください。

(エ) 主に競技力向上のための必須施設

- 競技力向上施設には、以下の種別及び想定規模を目安とした広さの諸室を設置してください。
- その他の公募対象公園施設と合築することも可能です。

【競技力向上施設の想定規模】

整備施設	種 別	想定規模（目安）
主に競技力向上のための必須施設	体力・形態測定室	190㎡
	データ分析室	50㎡
	相談室	20㎡
	多目的トレーニング室	300㎡
	ウエイトトレーニング室	150㎡
	研修室・会議室	400㎡
	スポーツ科学展示室	170㎡
	更衣室、トイレ、事務室等	600㎡

- 県では、スポーツ科学拠点施設が「ハイパフォーマンススポーツセンターネットワーク連携機関」となることを目指しています。認定計画提出者は、そのために必要となる設備を整備してください。
- 主に競技力向上のための必須施設内に整備する、「アスリートの競技力向上のために必要な測定機器」の例は別紙資料添付2エのとおりです。

(オ) ランニングステーション

- ランニングステーションは、シャワー室、トイレ、ロッカーを完備してください。
- その他の公募対象公園施設と合築することも可能です。

エ. その他提案施設

- 公園全体の魅力向上のため、導入必須施設以外の公園施設を提案することもできます。
- 遊戯施設を設置する場合は「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2

版)」（国土交通省）、「遊具の安全に関する規準」（一般社団法人公園施設業協会）に基づく安全を確保してください。

- 樹林地などで植栽の伐採が必要な場合は、極力最小限に抑えた導入としてください。
- 上尾市から「屋内プールが設置された場合は、市内の小中学校の水泳授業等の利用について業務委託を行う。」との申し出があったことから、提案施設の1つとして屋内25mプールが整備されることを期待しています。整備した場合、上尾市から業務を受託し、適切に実施してください。

(6) 県が支払う必須施設の整備費相当額

- 公募対象公園施設として県が整備を必須としている施設の整備費相当額の一部を、認定計画提出者に平準化して支払います。ただし、予算措置について県議会で可決されることを条件とします。

■ 県が負担可能な費用の上限額 ○○円

(7) 施設を県が利用する場合の利用料

- 県は、整備費相当額を県が事業者を支払う施設以外の施設（体育館、メインアリーナ等）を県の競技力向上等の事業で利用する場合、事業者に対してその利用料を支払います。ただし、予算措置について県議会で可決されることを条件とします。

(8) 公募対象公園施設の設計・建設に関する条件

ア. 設計に関する条件

- 公募対象公園施設の設計・工事に必要な各種法令に基づく許認可等は、認定計画提出者が取得してください。

イ. 建設に関する条件

(ア) 工事について

- 工事着手前に県から都市公園法第5条の規定に基づき必要となる設置管理許可を受けてください。
- 工事計画について、県と協議を行った上で、できるだけ速やかに整備を行ってください。
- 工事の施工に当たっては、特に次の事項について県及び上尾市の指示に従ってください。
 - ・ 防音対策
 - ・ 交通安全対策
 - ・ 工事車両の搬出入経路
 - ・ 工事騒音や振動
 - ・ その他必要となる事項
- 工事に際しては、認定計画提出者の責任で近隣住民等を対象に説明を行ってください。

(9) 公募対象公園施設の管理運営に関する条件

- 認定計画提出者の責任で管理運営を行うものとします。
- 公募対象公園施設の運営に当たっては、各種法令を遵守するほか、県からの公園管理に係る指導、指示に従ってください。
- 営業に必要な各種法令に基づく許認可等は認定計画提出者が取得してください。

- 持続的に運営可能な事業計画としてください。
- ホスピタリティある質の高いサービスを提供してください。
- 特定公園施設と一体的に魅力増進を図れるような管理及び運営内容としてください。

ア. サービス内容

- 公募対象公園施設は、公園特性や利用状況、来園者のニーズを把握し、公園利用者にとって魅力あるサービスを提供するものとしてください。
- アルコール類の提供は可能ですが、必要な許認可等は認定計画提出者の責任及び費用負担で取得してください。
- ただし、サービスは以下の各項目（アからウまで）に該当しないものとします。
 - (ア) 公園との関連性が低く、県が必要とみなすことができないと判断するもの
 - (例) 公園利用に関係のない物品、公園で利用するには危険を伴う物品の販売等
 - (イ) 公園管理上及び公園周辺に特に支障を与えるおそれがあるもの
 - (例) 騒音や悪臭など周辺環境を著しく損なうもの、周辺に危険が及ぶおそれがあるもの等
 - (ウ) 政治的又は宗教的な内容を取り扱うもの

イ. 車両の搬出入

- 材料の搬入やごみの搬出等に当たっては、公園管理に支障がないよう、車両の大きさや時間、搬入路等を制限することがあります。また、園路に長時間車両をとめることのないよう、搬入スペース等を設けてください。

ウ. 廃棄物処理

- 施設の運営に伴う廃棄物の処理（保管、搬出、処分等）は、認定計画提出者の責任において法令に則り適正に行ってください。

エ. その他

- 営業時間の変更や店舗の改装などの変更を行う場合は、事前に県と協議してください。
- 施設、機器等の不備又は施設管理上の瑕疵により公園施設又は第三者に被害を及ぼしたときは、速やかにその補填をし、または賠償の責にに応じてください。そのため、施設賠償保険などリスクに応じた保険に加入してください。
- 公募対象公園施設への愛称又は命名権（ネーミングライツ）の付与に関しては、事前に県と協議してください。なお、命名権の権利料は設置管理許可を受けた者が収受するものとします。

3. 特定公園施設の設置等に関する事項

(1) 特定公園施設の範囲

- 特定公園施設の建設範囲は、事業区域から公募対象公園施設及びスポーツ総合センターを除いた範囲とします。

(2) 特定公園施設の整備にかかる費用

- 特定公園施設の整備に要する初期費用は認定計画提出者が資金調達し、特定公園施設の整備をしてください。当該費用は、公募対象公園施設や利便増進施設から見込まれる収益等

と県及び上尾市からの負担により賄うこととします。

- 認定計画提出者には、①特定公園施設の建設に要する費用の見込額、②公募対象公園施設、利便増進施設から見込まれる収益等からの充当額、③県に負担を求める額を提案してください。収益等からの充当額により、できるだけ県負担を低減する提案としてください。
- 特定公園施設の整備に要する費用（設計費・工事監理費等含む）の上限は、以下の金額とします。ただし、予算措置について県議会で可決されることを条件とします。

■特定公園施設の整備費用（設計費・工事監理費等含む）（県の設定額）〇〇円

本事業に際して、P-PFIの支援制度として創設された「官民連携型賑わい創出事業」（社会資本整備総合交付金）を活用することを想定しており、特定公園施設の整備に対する県の負担額が、県の積算額に対して9割以内となることを条件としています。

したがって、県が負担する費用の上限は以下の金額とします。ただし、予算措置について県議会で可決されることを条件とします。

■県が負担する特定公園施設の整備費用（設計費・工事監理費等含む）の上限額〇〇円

- 原則として県が負担する特定公園施設の整備費用は認定計画提出者が県に負担を求める額として提案した額を上回ることはできません。認定計画提出者が提案した任意提案施設は、全額認定計画提出者負担とします。
- 県が負担する額は、設計協議を経て、認定計画提出者から提出された最終的な設計内容とその工事費内訳について、県が金額を精査確認（数量、単価設定等が適切かを確認するものとする）した上で、県と認定計画提出者で協議し、決定します。
- 公園施設の建設に要する費用には、旧プール施設の杭基礎撤去が必要な場合の除却費を含むため、提案額は杭基礎等除却費を加えた額としてください。公園施設に影響がない場合は、杭基礎の撤去は必要ありません。
- また、当初予定工事費内訳に変更があった場合は、再度内訳書を提出してください。

(3) 県による特定公園施設の管理運営費用の負担

- 指定管理業務に係る管理運営費用は、特定公園施設からの収益等を差し引いた額を県が指定管理者へ支払います。

(4) 特定公園施設の施設条件

ア. 共通事項

- 特定公園施設の調査・測量・設計・工事は全て認定計画提出者が行うものとします。
- 上尾運動公園の西エリア及び東エリアの利活用や公園の利便性の向上を図るため、西エリアと東エリアを結ぶ東西連絡橋、国道17号からの車両出入口については、県で設計及び工事を行う予定です。
- 特定公園施設の建設に必要な各種法令に基づく許認可等は、認定計画提出者が取得してください。
- 公園全体の機能的連携、維持管理に配慮した配置計画としてください。
- 上尾運動公園は、埼玉県地域防災計画に基づき防災活動拠点として、上尾市地域防災計画に基づき指定緊急避難場所及び指定避難所に指定されているため、災害時利用にも配慮した施設としてください。

- 特定公園施設を公募対象公園施設と合築することも可能としますが、公募対象公園施設の範囲と特定公園施設の範囲を明確に区分するとともに、公募対象公園施設と特定公園施設を分離して撤去可能な構造としてください。

イ. 提案必須施設

公園の基盤整備

園路・入口	<ul style="list-style-type: none"> • 武道館など近隣する施設とのアクセスに配慮しつつ、メインエントランスを整備し、園内の回遊性や公園施設へのアクセス性に配慮した園路・入口を整備すること。 • 舗装材は雨の日でも滑りにくい素材とすること。 • 管理車両及び緊急車両の通行を想定し、車両通行に対応した幅員や舗装仕様等とするとともに、歩行者の安全等に配慮した計画とすること。 • 園路・入口の構造等は、災害拠点や避難場所としての利用も踏まえたものとする。 • ランニングコースと調和のとれた園路を整備すること。
ランニングコース	<ul style="list-style-type: none"> • 上尾運動公園西エリアで活発に行われているランニングやウォーキングについて、国道17号により分断されている西エリア及び東エリアが東西連絡橋で一体化されることを想定し、東エリアにランニングコースを整備すること。 • ランニングなどに適した舗装とすること。
広場	<ul style="list-style-type: none"> • 災害拠点や避難場所となり、平時では様々なイベントに活用でき、憩いの場所となるような芝生広場を整備すること。 • 多様なスポーツ利用等が行える多目的広場（人工芝）を整備すること。 • 芝生広場は緊急時のヘリポートとしての活用も想定した配置となるよう整備すること。
敷地造成	<ul style="list-style-type: none"> • 敷地の現況は別紙資料添付2の事業実施条件を参照すること。 • 公園内はできるだけフラットあるいは緩やかな勾配になるように整備すること。ただし、構造上やむを得ない場合、あるいは地盤の勾配を活かすことでより魅力的な空間を提案できる場合（バリアフリーが必要な園路部分は除く）などはこの限りではない。 • 公園と隣接道路（歩道）の高低差をできるだけ緩和し、隣接道路（歩道）から公園内へのアプローチを考慮した敷地造成を行うこと。 • 敷地造成に当たっては、排水機能の確保に十分配慮すること。
樹木及び植栽	<ul style="list-style-type: none"> • 高齢化や大径木化が進行していることから、樹木の持つ機能や効用の増進と公園利用者等の安全・安心を確保するため、必要に応じて伐採・剪定・下草刈りなど樹林地の整序を行うこと。 • 既存樹木を活かした施設の配置や公園運営に配慮すること。 • 周辺の緑地や自然環境に配慮するとともに、建物や園路からの景観に配慮したランドスケープデザインを設計すること。 • 植栽地盤はがれき等のない土を使用し、樹木等に必要な土壌深さを確保すること。

親水施設	<ul style="list-style-type: none"> さいたま水上公園であった歴史を継承していくレガシーとして、子どもが水に親しめ維持管理にも配慮した親水施設を設置すること。
遊具施設	<ul style="list-style-type: none"> 利用する子どもの年齢構成や遊びの形態を想定して種類・規模を設定し設置すること。 広い年齢層や障害者等の利用を踏まえたインクルーシブ遊具広場を設置すること。 遊具の配置においては、安全領域、動線の交錯、遊具の向き、その他障害物等について配慮すること。 エリア内又は周辺には休憩施設や授乳室、トイレなどの配置に配慮すること。
ベンチ等	<ul style="list-style-type: none"> だれもが休憩等の用途で利用できる、ベンチ等を設置すること。
手洗い場	<ul style="list-style-type: none"> だれもが利用できる、手洗い場を設置すること。
管理所	<ul style="list-style-type: none"> 公園利用に関する総合的な案内窓口となる管理拠点（以下管理所という。）を設置すること。なお、管理所は、認定計画提出者が提案し、県と協議の上決定する指定管理業務を遂行するための機能を満たす必要がある。他の施設との合築も可とする。
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> 公募対象公園施設とは独立して、2箇所設けること。ただし、公募対象公園施設内に、公募対象公園施設を利用しない公園利用者も利用できるトイレを整備する場合は、特定公園施設として1箇所トイレを整備すればよいものとする。 高齢者や障害者、ジェンダーに配慮した、誰でも快適に利用できるものでかつ耐久性がありメンテナンスしやすい構造とすること。
案内板	<ul style="list-style-type: none"> 利用者が認識しやすい位置に総合案内板及び公園内の施設や公共交通機関などの行き先を示す誘導表示等の案内板を設置すること。
インフラ	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の地下埋設物の状況については、別紙資料添付2の事業実施条件を参考とし、各インフラ管理者の担当窓口で確認すること。 その他電気、ガスなど必要となるインフラについては、認定計画提出者が各インフラ管理者と調整し、県と協議の上、公園区域外から直接引込工事を行うこと。
照明施設	<ul style="list-style-type: none"> 夜間も安全で魅力的な空間となるよう照明施設を提案すること 入口表示灯を避難入口付近に設置すること。 防犯や安全性に配慮した照度を確保すること。
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 障害者等用駐車スペース及び思いやり駐車スペースを確保すること。 新たな駐車場を分割して配置することも可能であるが、既存の駐車台数以上を確保すること。

雨水流出抑制	<ul style="list-style-type: none"> 埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例により、雨水流出抑制施設を設置すること。なお、プール跡地を対象範囲とした場合、雨水流出抑制施設の必要量は1,700㎡規模を想定している。 なお、雨水流出抑制施設の必要量については、県及び上尾市担当窓口で確認すること。
--------	--

ウ. 任意提案施設

- 県が提案必須としている公園施設の他、公募対象公園施設と一体的に整備することにより効率的な整備が図られる、都市公園法第2条第2項及び同法施行令第5条に適合する公園施設を提案することができます。
- 公園の再整備により、更なる駐車場利用による混雑が想定されることから、駐車場を有料化して収益を得ることも可能です。ただし、その場合は他の施設（県立武道館、アイスアリーナ、公園外のスポーツ総合センターや民営駐車場等）に配慮した価格設定や運用をしてください。

(5) 特定公園施設の設計・建設に関する条件

ア. 特定公園施設の設計

- 認定計画提出者は、設計協議期間に特定公園施設の設計図書、工事工程表等を県に提出し、承諾を得てください。
- 設計の内容と提案内容に相違がある場合、県は認定計画提出者に修正を求め場合があります。
- 認定計画提出者は、やむを得ない理由により、提案内容を変更する必要がある場合は、県と協議の上、提案主旨に逸脱しない範囲で変更できるものとします。
- 特定公園施設の設計に当たっては、県制定の「埼玉県土木設計業務共通仕様書」、「埼玉県建築設計業務委託共通仕様書」を参考にしてください。
- 各種施設設計に当たっては、最新の関係法令等に準拠してください。
- 県は特定公園施設の設計図書の内容が、県の設計基準に満たないと判断した場合や、意匠、構造等、維持管理等が支障となる恐れがある場合は、認定計画提出者の責任及び費用において修正することを求めることができるものとします。
- 構造計算書等、設計の根拠資料を県に提出してください。
- 特定公園施設の設計にあたっては、「都市公園技術標準解説書（令和元年度版）」に基づいた設計としてください。
- ユニバーサルデザインに配慮してください。「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂版】（国土交通省）」、「埼玉県福祉のまちづくり条例（埼玉県）」、「埼玉県都市公園条例（埼玉県）」を参照してください。
- 遊戯施設を設置する場合は「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）」（国土交通省）、「遊具の安全に関する規準」（一般社団法人公園施設業協会）に基づく安全を確保してください。
- 環境負荷低減、建物リサイクル等環境保全に配慮した提案としてください。
- 整備後の管理修繕費の低減に配慮した計画としてください。

イ. 特定公園施設の工事

- 認定計画提出者は工事着手前に、工事現場の運営・管理等を行う工事責任者を設置して、県に報告してください。
- 建設に際しては、工事の施工に関する法令及び県が定める「埼玉県土木工事共通仕様書」、「埼玉県建築工事特別共通仕様書」、「埼玉県電気設備工事特別共通仕様書」、「埼玉県機械設備工事特別共通仕様書」並びに国土交通省が設定している公的基準等に従って施工してください。ただし、共通仕様書、適用図書のうち、この工事に該当しない工種・項目等については適用しないものとします。
- 認定計画提出者は特定公園施設の建設後、県に完了報告を行うと共に、整備した特定公園施設について県の完了検査を受けてください。
- 検査合格後は県へ引渡ししてください。引渡しに伴う諸条件については、実施協定で定めま
- す。
- 特定公園施設に瑕疵があるときは、県は認定計画提出者に瑕疵の補修又は損害賠償を求められるものとします。詳細は実施協定で定めま
- す。
- 上記に定めのない場合は、県と協議の上、適切に施工してください。

(6) 特定公園施設の管理運営に関する条件

- 指定管理業務に係る管理運営（自主事業を含む）に関する経費は、県から支払う指定管理料のほか、公募対象公園施設及び利便増進施設からの収益等の還元を想定しています。
- 施設内の維持管理について、実施範囲及び実施内容を提案してください。維持管理の水準については、「別紙4 特定公園施設管理運営要綱（案）」を踏まえ提案してください。実施に当たっては、事前に県と協議を行ってください。
- 管理運営経費について、業務ごとの費用内訳も提出してください。費用内訳には年度毎で必要な修繕費を必ず含めてください。
- 指定管理料は、指定管理者選定前に提出する事業計画書において提示のあった金額に基づき、年度ごとに予算額の範囲内で指定管理者と協議を行い、年度協定を締結して支払います。なお、経費の不足分は、指定管理者の負担となります。県は年度ごとに予算要求を行い、県議会の議決をもって次年度の予算額を確定します。
- その他、施設の修繕や指定管理料を用いない事業については、「別紙4 特定公園施設管理運営要綱（案）」を参照してください。
- 公募対象公園施設と一体的に魅力増進を図れるような管理、運営内容としてください。

4. 利便増進施設の設置に関する事項

(1) 看板又は広告塔

- 認定計画提出者は、事業対象地内に、地域における催し物に関する情報を提供するための看板又は広告塔（以下「看板等」という。）を提案により設置することが可能です。文化、芸能、スポーツイベントの告知等地域における催しに関する情報の提供を主たる目的として設置されるもので、地域住民の利便の増進に資するものとします。なお、上記の看板等から得られる収入は認定計画提出者の収入とすることが可能です。
- 設置場所や規模等については、認定計画提出者の提案により関係機関との協議の上決定するものとします。
- 設置に当たっては、設置管理許可の範囲外に設置する場合は占有許可を受け、埼玉県都市

公園条例に定める金額を県に納入してください。

(2) 自転車駐車場（コミュニティサイクルポート）

- 園内に公園利用者の利便性向上に資するコミュニティサイクルポートを設置することが可能です。ただし、地元市の関係機関等との協議が整った場合において設置することができます。
- 自転車駐車場から得られる収入は認定計画提出者の収入とすることが可能です。
- 設置場所や規模等については、認定計画提出者の提案により協議の上、決定するものとします。
- 設置に当たっては、設置管理許可の範囲外に設置する場合は占用許可を受け、埼玉県都市公園条例に定める金額を県に納入してください。

(3) 占用許可使用料

■ 利便増進施設の占用許可使用料：56円／㎡・月

5. 都市公園の環境の維持及び向上措置

- 認定計画提出者から県への特定公園施設の引渡し完了し、供用を開始する日から、認定計画提出者は、指定管理者として上尾運動公園（事業対象地）の維持管理運営を行っていただく予定です。指定管理者の管理運営業務の対象となる範囲は、事業対象地のうち、公募対象公園施設を除いた範囲とします。
- 認定計画提出者は、指定管理業務として、「別紙4 特定公園施設管理運営要綱（案）」に掲げられた業務を行ってください。
- 認定計画提出者より書類提出の上、外部委員を含む指定管理者選定委員会において、条例で定める指定の基準に照らし、提案内容が適切であり、申請団体が指定管理者にふさわしいことを審査し、指定管理者の候補者として選定します。その後、県議会での議決を経て指定管理者の指定を行います。

(1) 業務の委託

- 認定計画提出者は、指定管理業務の全部又は主たる部分を再委託することはできません。ただし、認定計画提出者が直接処理することが困難な場合又は委託することが本業務の遂行上合理的と認められる場合で県の承認を受けたものについては、この限りではありません。

(2) 指定の取消し等

① 指定の取消し及び業務停止命令

- 認定計画提案者が県の指示に従わないとき、その他次のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。
 - ア 認定計画提出者が、条例、規則、協定及び関係法令に違反したとき
 - イ 認定計画提出者が、正当な理由なく業務を履行しないとき、又は指定期間中に履行する見込みがないと県が判断したとき
 - ウ 認定計画提出者が、業務の履行にあたり、県の指示に従わず、又は県の職員の職務の

執行を妨げたとき

- エ 認定計画提案者（認定計画提案者が共同事業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき
- (ア) 役員等（認定計画提案者が個人である場合にはその者を、認定計画提案者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき
 - (イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - (ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき
 - (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき
 - (オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
 - (カ) 再委託契約その他の契約（以下「再委託契約等」という。）に当たり、その相手方が（ア）から（オ）までのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき
 - (キ) 認定計画提案者が、（ア）から（オ）までのいずれかに該当する者を再委託契約等の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、県が認定計画提案者に対して当該再委託契約等の解除を求め、認定計画提案者がこれに従わなかったとき
- オ 認定計画提出者の経営状況の悪化等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難と判断されるとき
- カ その他認定計画提出者が管理を継続することが適当でないと県が認めるとき

② 指定の取消し及び業務停止命令

- ①に基づき、県が指定の取消し又は業務停止命令を行った場合は、必要に応じて、認定計画提出者は当該年度の指定管理料の全部又は一部を返還するとともに、あらかじめ協定書において定められた額を違約金として県に納付しなければなりません。また、認定計画提出者に損害、損失又は増加費用が生じたとしても県はこれを負担しません。

(3) その他の指定管理業務に関する事項

「別紙4 特定公園施設管理運営要綱（案）」を参照してください。